

序章 松阪市都市計画マスタープランについて

序-1 松阪市都市計画マスタープラン改定の背景

(1) 都市計画マスタープラン改定の趣旨

本市では、松阪市総合計画に掲げる将来の都市像の実現に向けて、松阪市都市計画マスタープラン(以下、「本計画」という。)を2008(平成20)年3月に策定し、また、2019(平成31)年3月に中間見直し(目標年次2025(令和7)年)を行い、計画的な都市づくりを進めている。

策定以後の我が国では、人口減少・少子高齢社会の加速化、自然災害の頻発化・激甚化、都市とみどり・農との共生、脱炭素社会の実現、情報技術の進展、インフラなどの維持管理コストの増大、新型コロナウイルス感染症など、社会経済情勢は大きく変化している。

本市では、都市計画マスタープランの計画期間の満了に伴い、こうした変化や今後の動向に的確に対応するため、中間見直し以後に策定及び改定された松阪市総合計画・松阪市国土強靱化地域計画や三重県都市計画区域マスタープラン等の上位計画、関連計画と整合を図りつつ、人口減少や少子高齢化に対応した持続可能な都市づくりや安全・安心な都市づくり等に取り組む必要があることから、改定を行うものである。

(2) 都市計画マスタープラン改定の視点

本計画の改定にあたっては、以下の視点に基づくものとする。

① 社会情勢の変化や新たな課題に対応した計画づくり

人口減少・少子高齢社会の加速化、自然災害の頻発化・甚大化、都市とみどり・農との共生、脱炭素社会の実現、情報技術の進展、インフラなど維持管理コストの増大、新型コロナウイルス感染症など、近年の社会情勢の変化や新たな課題に対応する計画とする。

② 上位・関連計画等との整合・反映

上位・関連計画における都市計画関連の施策・事業を都市計画マスタープランに位置づけ、戦略的な計画とする。

③ 市民と想いを共有する計画づくり

アンケート調査や住民自治協議会が作成する「地域計画」等を反映し、市民の想いを共有する計画とする。

序－2 松阪市都市計画マスタープランの目的と位置づけ

都市計画マスタープランは、住民に最も身近な立場にある市町村が、市民の意見を反映させながら、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、都市の将来像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を示した長期的な計画として策定することを目的としている。

本計画は、都市計画法第 18 条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(三重県都市計画区域マスタープラン)」、本市の最上位計画である「松阪市総合計画」・「松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に即することとされている。

また、松阪市自らが定める都市計画の方針であり、松阪市が定める都市計画は、本計画に即するものである。

■都市計画法第 18 条の2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

序-3 松阪市都市計画マスタープランの役割

本計画の役割は以下のとおりである。

① 具体的な都市の将来像を示す

地域特性を踏まえ、市民の意見を反映させながら、都市及び地域レベルで将来のあるべき姿やまちづくりの方針等を明示することによって、都市計画に対する理解を深め、各種都市計画事業への協力・参加を容易にする。

② 個別の都市計画の調整を図る

本計画に定める将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の個別の都市計画について、相互に整合性のある計画を推進する。

③ 都市計画の決定・変更の指針となる

本計画は、都市計画決定・変更の根拠となるものであり、本計画によって示された将来像は、都市計画が決定・変更されるべき方向を示し誘導する指針としての役割を担う。

④ 都市整備の方向性を示す

本計画は、個別の都市計画の調整、決定・変更を踏まえ、将来像を具体化していくための都市整備の方向性を示す方針としての役割を担う。

序-4 計画目標年次・対象区域

(1) 計画目標年次

本計画の目標年次は、20年後の2045(令和27)年とし、計画年次は10年後の2035(令和17)年とする。

(2) 対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域外を含む松阪市全域とする。